

III 提案を具体的に考えたい

1. 提案の検討のポイント

2 支障事例が具体的でなく、提案団体から改めて支障事例を具体的に示された場合等に関係府省と調整するとされた支障事例

以下に、過去の提案の中から、提案団体から改めて支障事例を具体的に示された場合や、提案後に状況変化があった場合等に、関係府省と調整することとされた支障事例を紹介します。

年	管理番号	提案団体（関係府省）	提 案	支障事例のポイント
H28	257	指定都市市長会 （経済産業省）	工場立地法により設置を要する環境施設の選択肢拡大	工場施設の立地を構想し、再生可能エネルギーを含む新エネルギーの導入を検討している事業者があり、現行の規定では、当該発電施設の設置断念につながるおそれがある。

- Point**
- 過去に関係府省の回答において「対応不可」とされ、対応方針に記載されなかった提案については、その後の状況変化や新たな支障事例が示される必要があります。
 - 本件は、前年（平成27年）の提案募集において議論済みであり、今回、提案団体から具体的に例示のあった燃料電池を含むコージェネレーション設備について、経済産業省は「緑地に類するものとは考えられず、工場又は事業場の周辺的生活環境の保持に寄与するものとしても考えられない。」としており、調整に向けては、新たな支障事例や状況の変化を示すことが必要です。

年	管理番号	提案団体（関係府省）	提 案	支障事例のポイント
H27	159	岐阜市 （厚生労働省）	国民健康保険に係る過誤調整（返納金）において、本人の同意がなくても保険者間で調整できるようにすること	転職や転居で国民健康保険より他保険に変更になった際、旧保険証の返納がなされず使用される事案が後を絶たなく、提案団体においては、5年間で不納欠損額が1,000万円を超えている。

- Point**
- 前年（平成26年）に同様の提案がなされ、被保険者の同意・委任があれば保険者間で調整できるようになりました。
 - 本提案は、被保険者の同意・委任がなくても保険者間で調整ができるようにすることを求めるものですが、前年から新たな情勢変化は見られず、提案団体から改めて支障事例を具体的に示された場合に関係府省と調整することとされました。
 - しかしながら、追加共同提案を募ったところ、40を超える提案団体から共同提案の意向が示され、かつ、新たな支障事例が具体的に示されたため、関係府省と調整することになりました。

ご注意

直近1～2年の閣議決定で見直しの方向性が決定されているものは、大きな情勢変化を想定しづらいことや、当該閣議決定による見直しの効果を検証するのに十分な期間が経過していないことから、基本的に調整の対象外となります。



6 実現の可能性が高いと考えられる提案の特徴

これまで実現した提案について、その要因を分析すると、いくつかの大きな特徴がみられます。

最も大きいものは、支障事例・制度改正による効果が説得力を持って具体的に明記されていることであり、制度を所管する各府省に現場の実情を効果的に伝え、提案に理解を得るための強力な材料となります。

また、共同提案により多くの団体が実現に賛同する提案や、全国的連合組織等が要望している提案は、制度改革を求める声の地域的な広がりが示されることを通じ、提案の実現を後押しする材料となります。

さらに、地方創生や一億総活躍など、国・地方共通の時宜にかなったテーマは、国民的な関心が高く、各府省とも問題意識を共有しやすいことから、提案の実現に向けた議論を後押しすると言えるでしょう。

具体的な支障事例・効果

1. 支障事例が具体的であり、説得力のある提案
2. 住民サービスの改善が具体的に期待される提案

地方の意見の一致、多くの地方公共団体の賛同

3. 共同提案で、多数の地方公共団体が要望している提案
4. 全国的連合組織等が要望している提案

時宜にかなったテーマ

5. 地方創生や一億総活躍など、国民的な関心が高い分野の提案
6. 担当府省が既に問題意識を持ち、内部検討を行っている提案（国の施策の方向性と合致）
7. 人口減少、施設の老朽化、専門的人材の不足等、現在の問題状況を踏まえた提案
 - ・ 既存施設・遊休資産の有効活用に係る提案
 - ・ 施設・設備や人員の共用化に係る提案



III 提案を具体的に考えたい

1. 提案の検討のポイント

7 提案の実現に至るプロセス(詳細)

事前相談から提案が実現するまで、さまざまな関係者で調整が行われます。この間、提案団体と内閣府が連携して、必要に応じ、追加的に事実関係の確認やデータの調査などを行い、提案を裏付ける論拠を補強していくこととなります。

以下に、一つの提案が実現するまでの6か月の間に、提案団体、提案募集検討専門部会(以下「専門部会」という。)、内閣府地方分権改革推進室(以下「内閣府」という。)、各府省との間で行われた調整の経過を示します。真摯な議論が展開されていることをお分かりいただけたらと思います。

注 目

ある提案の実現までに… ~平成28年提案を例に~

「保育短時間制度の見直し」及び「支給認定証の任意交付化」について

提案概要

(ここでは、内閣府地方分権改革推進室を「内閣府」と表記します。)

- ①子ども・子育て支援法第20条第3項に規定する保育必要量の区分(保育標準時間、保育短時間)を廃止する。
- ②子ども・子育て支援法第20条第4項に規定する支給認定証の交付について、保護者が必要とする場合に任意交付する制度とする。

プロセス

地方との意見交換 実施 (平成28年4月中下旬)

- ✓ 地方6団体と内閣府で相談 ⇒ 子ども・子育て案件に熱心な団体(倉敷市、高知市)との意見交換を実施
- ✓ 「現場で困っている案件」というレベルで相談項目の抽出

事前相談 受付 (5月10日)→本提案 受付 (6月2日)

- ✓ 意見交換を踏まえ、「子ども・子育て支援新制度」について、「困っている」点を「支障事例」として具体化
【具体化された支障事例】
 - ・利用者負担額が月額1,000円程度の差しかなく、保育標準時間と保育短時間を分けることで保護者側のメリットは少ない。
 - ・子育て世帯は家庭状況等の変動が多く、提案団体では支給認定証が交付される子ども約11,000人に対し、平成27年度の支給認定変更等に係る処理件数が10,000件を超えており、保護者や保育士がその処理に膨大な時間を費やすことになり、新たな負担となっている。
 - ・利用者にとっては支給認定証の意義が乏しい。
- ✓ 改正が必要な法令、条項を精査。その他本提案に必要な形式面での審査を経て、本提案提出
- ✓ 「保育短時間制度の見直し」については、倉敷市、高知市、箕面市から提案。
- ✓ 支給認定証の任意交付化については、倉敷市から提出。(高知市は廃止を提案。)

追加共同提案 照会 (6月21日) 【内閣府→他団体】

提案概要①、②について、延べ88団体からの追加共同提案あり。

提案団体ヒアリング (7月12日) 【内閣府→提案団体】

- ✓ 「支障事例」について、さらに具体的に聞き取りを行う。
⇒ その結果、提案時の支障事例に加えて、保育短時間認定の人数が、保育標準時間認定の人数に比べて著しく少ないことが判明。
- ✓ また、改正により想定される懸念等について、提案団体に質問し、確認を行う。

◆ヒアリングにおける提案団体の発言(抜粋)

「…(中略)市の事業者(施設)の状況ですが、平成28年4月1日現在の施設数は4分類の合計で163施設、利用者数1万5,823人です。本市の就学前児童2万7,086人のうち、約58%が施設給付の対象児童となっております。
次に、支給認定の状況ですが、利用者数は2号が6,499人、3号が4,512人、合わせて1万1,011人で、そのうち保育短時間認定者は…(中略)…、2号、3号の合計429人です。率としては2号、3号全体の約3.9%になります。」

各府省第1次回答 (7月21日) 【各府省→内閣府】

【内閣府子ども・子育て本部の第1次回答(一部抜粋)】

- 子育ての一義的責任は保護者が有するものであり、保育の実施に当たっては保護者がその就労実態等に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で利用できるようなこと、という子ども・子育て支援新制度の理念に反するものであり、対応は困難である。
- 支給認定証の交付により、保護者はその時点における当該小学校就学前子どもの認定区分等を把握することができる。市町村にとっても当該小学校就学前子どもの認定区分等の証明となり、教育・保育給付の不正受給を防ぐことができるなど、保護者、市町村、施設間の支給認定区分等に対する認識の齟齬によるトラブルの防止の観点からも必要なものであるため、提案に対する対応は困難である。





各府省 1次ヒアリング (8月3日) 【専門部会→各府省】

- ✓ 保育標準時間・短時間の区分設定により、事務負担が生じていることを指摘。
- ✓ その上で、詳細な実態調査を踏まえ、引き続き検討するよう要請。

◆各府省 1次ヒアリングにおけるやり取り (抜粋)

(高橋部会長) 保育標準時間認定と保育短時間認定では実際の保育料に数千円程度の違いしかないと聞いている。
 (内閣府子ども・子育て本部) 保育短時間の利用者負担は、保育標準時間の利用者負担と比べて1.7%低い額となっている。
 (高橋部会長) そうであるとすれば、理念は理解するが、利用者負担の点から見ても区分する意義は乏しいのではないかと。
 ・・・・(中略)・・・
 (大橋構成員) 二つの区分を設けたことによる事務負担等については、子ども・子育て会議で議論したとのことであるが、現在の状況は本当に想定できた範囲なのか。提案団体である高知市では、子ども11,000人に対して変更処理件数が10,000件を超えている。これは地方自治体にとっても、保護者にとっても負担となっているのではないかと。さらに利用者負担についても、二つの区分の間で有意な差はない。これらの事態は想定を超えた事態ではないのか。
 標準時間認定の範囲内での認定は、かえって事務負担が増大するということがあったが、例えば標準時間一区分だけを設定し、ほかは運用に委ねるといった柔軟な制度はとれるのではないかと。理念は理解するが、あまりに実態とかけ離れているので、見直すべきではないかと。
 (内閣府子ども・子育て本部) 区分を設けることで事務負担が増えることは想定していたところであり、議論の末、複数の区分を設ける中で一番事務負担の少ない2区分となったところ。他方、発生した事態について、完全に見通せていたわけではない。しかし、新制度の運用に定着していない段階での混乱も生じていた面もあり、運用に慣れるにしたがって改善されていく面もあると考える。したがって施行後1年と数か月の現段階においてではなく、制度施行5年後の見直しの中で検討していくべきかと考える。
 ・・・・(中略)・・・
 (高橋部会長) なので、まずは早急な実態調査が必要である。制度実施に当たり、生じた具体的な支障事例もある。5年後の見直しとは切り離して検討いただきたい。実態調査に当たっては次回のヒアリングまでに事務局と調整いただきたい。

各府省第2次回答 (9月20日) 【各府省→内閣府】

【内閣府子ども・子育て本部の第2次回答(全文)】

保育必要量(保育標準時間・保育短時間)の区分の在り方については、支給認定証の在り方と併せて、地方分権改革推進室と共同で実態調査を行うこととしており、当該調査の結果を踏まえ検討してまいりたい。

事務折衝 実施 (9月中) 【内閣府→各府省】

- ◆ 提案団体から示された支障事例を、さらに深掘りして詳細に指摘する。(高知市における支給認定に係る主な手続等の件数が10,000件を超えている事実や実際に他の地方自治体に聞き取った事例など)
- ◆ 提案団体ヒアリング及び各省ヒアリングを踏まえ、改めて論点を提示する。
 ⇒○「各府省第1次ヒアリング」で指摘のあった事務負担の軽減について
 ○提案団体が支障事例で挙げた「利用者にとって支給認定証の意義が乏しいこと」について

各府省 2次ヒアリング (10月21日) 【専門部会→各府省】

- ✓ 内閣府子ども・子育て本部より、支給認定証を任意交付とする府令改正を検討する旨の発言。
- ✓ 保育標準時間・保育短時間の区分についても、子ども・子育て支援法施行後5年見直しの中で検討するよう要請。

◆各府省 2次ヒアリングにおけるやり取り (抜粋)

(内閣府子ども・子育て本部) 調査結果を踏まえた、現在の対応方針案を申し上げる。保育標準時間・保育短時間の区分については、制度の根本に関わることであり、地方分権の観点及び地方公共団体の事務負担軽減の観点のみから、区分を廃止して一元化することは困難であると考えている。保育標準時間・保育短時間の区分の在り方については、いかに必要な者に必要な保育サービスを提供するかという観点から、子ども・子育て支援新制度を検討する必要がある。当然、時代の変化等に応じて、区分の在り方等を見直す可能性はあるが、その場合には、腰を据えた検討が必要と考える。
 一方、今回の実態調査により、保育標準時間・保育短時間の変更処理に伴う支給認定証の回収・交付事務等は地方公共団体に負担になっていることが分かった。したがって、現在、内閣府令上、一律に交付し、変更処理に伴い回収・再交付が必要とされている支給認定証について、任意交付及び電磁的な交付を可能とする方向で緩和できないかを検討する。
 ・・・・(中略)・・・
 (高橋部会長) 施行後5年の見直しに当たって、保育短時間認定が少ないという今回の実態調査結果を踏まえて、利用者負担なども含めた保育必要量の区分の見直しを検討すべきかと考えるが、いかがか。
 (内閣府子ども・子育て本部) 施行後5年の見直しに当たっては、保育必要量の区分の見直しについても検討課題になり得ると考えている。
 ・・・・(中略)・・・ ただし、繰り返しになるが、施行後5年の見直しに当たって、保育必要量の区分の見直しというのが一つのテーマとなり得ることは、現時点では否定しない。
 (高橋部会長) 是非、専門的な見地から、保育必要量の区分の見直しをご検討いただきたい。

【地方からの提案等に関する対応方針】 閣議決定 (12月20日)

○子ども・子育て支援法(平24法65)

- ① 子どものための教育・保育給付の認定を行ったときの支給認定証の交付(20条4項)については、平成28年度中に府令を改正し、申請があった場合のみ支給認定証を交付することを可能とする。
- ② 子どものための教育・保育給付における保育必要量の認定(20条3項)については、上記支給認定証の交付に関する事務負担の軽減措置の状況等を踏まえ、附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う子ども・子育て支援新制度の見直しの中で、保育標準時間・保育短時間の区分の在り方について検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。